

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本セキュリティ・マネジメント学会 (Japan Society of Security Management) という。

(運営本部)

第2条 本会は、事務局を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県のいずれかに置く。

(支部)

第3条 本会は、理事会の承認を経て、必要に応じ支部とその事務局を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、セキュリティ全般に関する研究及び調査の実施ならびに学際的、業際的な研究者相互の協力を促進し、もってより高度に発展する健全な情報社会の構築に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. セキュリティ・マネジメントに関する研究及び調査
2. 学際的、業際的な交流と合同の研究
3. 学術講演会、研究発表会ならびに研究会等の主催及び後援
4. 機関誌その他図書の刊行
5. 国内及び国外の関連学協会等との連絡及び協力
6. その他、目的を達成するため必要な事業

第3章 会員

(会員構成)

第6条 本会の会員は、次の4種類とする。

1. 正会員
2. 学生会員
3. 名誉会員 (名誉会長を含む)
4. 賛助会員

(正会員)

第7条 正会員は、次に掲げる各号の一に該当し、第11条の手續を経て入会を承認された個人とする。

1. セキュリティ・マネジメントについて、学識経験のある個人
2. セキュリティ・マネジメントの研究及びその実施に関心のある個人

(学生会員)

第8条 学生会員は、セキュリティ・マネジメントの研究及びその実施に関心のある大学院生及び大学生で、第11条の手續を経て入会を承認された個人とする。

(名誉会員)

第9条 名誉会員は、セキュリティ・マネジメントについて特に顕著な功績があり、常任理事会において承認された個人とする。

(賛助会員)

第10条 賛助会員は、本会の目的及び事業を賛助し、第11条で手続を経て入会を承認された団体とする。

(入会)

第11条 正会員又は学生会員として本会に入会しようとする個人は、正会員2名以上の推薦を受け、入会申込書に会員の種類に応じ、それぞれ別途定める入会金を添えて提出し、常任理事会の承認を経なければならない。

(2) 賛助会員として本会に入会しようとする団体は、役員のおすすめを受け、入会申込書を提出し、常任理事会の承認を経なければならない。

(会費)

第12条 会員は別途定める年会費を納めなければならない。

(2) 既納の年会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(3) 名誉会員については、会費を納めることを要しない。

(会員権利)

第13条 会員はその種類に応じ、それぞれ次に掲げる権利を行使することができる。

1. 正会員は、総会の議決権を有する。

2. 正会員、学生会員、名誉会員ならびに賛助会員に所属の個人は、機関誌に論文を投稿することができる。

3. 正会員、学生会員、名誉会員ならびに賛助会員に所属の個人は、本会の主催する学術講演会、研究会発表会ならびに研究会等に研究を発表することができる。

4. 会員は、機関誌の配布を受けるほか、他に優先して本会発行の出版物の領布を受けることができる。

5. 正会員、学生会員、名誉会員ならびに賛助会員に所属の個人は、本会の主催する各種行事に参加することができる。

(資格喪失)

第14条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

1. 退会

2. 除籍

3. 除名

4. 成年被後見人または被保佐人になったときならびに破産の宣告

5. 死亡、失踪宣言ならびに賛助会員である団体の解散

(退会)

第15条 会員は退会しようとする場合には、未納の会費はこれを納入のうえ、その旨本会に通知し、常任理事会の承認を経なければならない。

(除籍)

第16条 会費を滞納した会員は、常任理事会の承認を経てこれを除籍することができる。

(2) 前項によって除籍された者で、滞納会費に相当する金額を納めるときは、第11条

の手續を経て、再び入会を許可することができる。

(3) 但し海外赴任等による特別の事情があるときは、一時資格停止及び会費納入の免除を考慮する。

(除名)

第17条 会員が次に掲げる各号の一に該当するときは、総会の承認を経て、これを除名することができる。

1. 定款にそむいたとき
2. 本会の名誉又は信用をそこなう行為のあったとき

第4章 役員及び顧問

(役員構成)

第18条 本会は、次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 3名以内
- 常任理事(会長および副会長を含む) 16名以内
- 理事(会長、副会長および常任理事を含む) 25名以上45名以内
- 監事 3名以内

(役員選任)

第19条 役員は、正会員ならびに賛助会員に所属の個人のうちから正会員の投票によって決定する。

(2) 役員候補者および有権者の資格は、選挙の年の最初の常任理事会開催日現在において会費の滞納の無い者とする。

(3) 役員の選出にかかわる投票の詳細は、選挙委員会規程にて定める。

(役員任期)

第20条 役員の任期は、2年とする。

(2) 役員は、再任することができる。ただし、同一役職において2期を越えないものとする。会長及び副会長はこの限りでない。

(3) 役員は、任期が満了した場合においても、あらたに役員が就任するまでは、第1項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(4) 役員が欠けたときは、第19条により補欠の選任をおこなうことができる。但し会長の判断で常任理事会に図り補欠選任を委嘱することができる。この場合、次年度の総会で事後承認を得る。補欠又は増員による役員は前任者又は現任者の残任期間在任する。

(5) 役員は、特別の事情がある場合には、その任期中であっても総会の承認により、これを解任することができる。

(会長)

第21条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

(副会長)

第22条 副会長は、会長を補佐して本会の会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(常任理事)

第23条 常任理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を分担して掌理する。

(理事)

第24条 理事は、会長、副会長及び常任理事を補佐して本会の会務を執行する。

(監事)

第25条 監事は、本会の業務及び財産に関し、以下に規定する職務を行う。

1. 財産の状況を監査すること
2. 役員の業務執行の状況を監査すること
3. 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見した時はこれを報告する。
4. 前項の報告をするため、総会を招集する。

(名誉会長)

第26条 本会に、名誉会長を置くことができる。

(顧問)

第27条 本会に、顧問を置くことができる。

(2) 顧問は、正会員の中から会長が委嘱し、その任期は2年とし、再任を妨げない。

(3) 顧問は、会長その他の役員の諮問に応じ又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

第5章 部会および委員会

(部会および委員会)

第28条 本会に常任理事会の承認を経て、必要な部会または委員会を置くことができる。

(2) 前項による部会の部会長、あるいは委員会の委員長は、関連業務を担当する常任理事の中から会長によって選定される。ただし、全国大会実行委員会の委員長はこの限りではない。

(3) 部会あるいは委員会に関する規定は、部会長または委員長が発案し常任理事会の承認を経て、別に定める。

第6章 会議

(総会種類)

第29条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会開催時期)

第30条 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催しなければならない。ただし、定時総会を全国大会と同時に開催する場合であって、かつ、前年度の決算報告が常任理事会で承認されている場合には、総会の開催を事業年度終了後5ヶ月以内に開催することができる。

(2) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合は、1ヶ月以内に開催しなければならない。

(請求による臨時総会)

第31条 正会員は、その5分の1以上の同意があれば、会議の目的事項及び開催の理由を記載した書面を会長に提出して、総会の開催を請求することができる。

(2) 前項の請求があった場合には、会長は、その請求のあった日から、1ヶ月以内にこれを開催しなければならない。

(総会構成)

第 32 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会招集方法)

第 33 条 総会は、会長が招集する。

(2) 総会を招集するには、会日より 10 日以前に各正会員に対してその通知を発しなければならない。

(3) 前項の通知には、会議の目的事項を記載しなければならない。

(総会議長)

第 34 条 総会の議長は、会長をもってこれにあてる。

(2) 会長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず議長及び副議長を指名することができる。

(総会審議事項)

第 35 条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 事業報告及び収支決算
2. 事業計画及び収支予算
3. 会員の除名
4. 役員の選任及び解任
5. 基本財産の処分
6. 解散及びそれに伴う残余財産の処分
7. 定款の変更
8. 入会金、会費に関する事項
9. 第 31 条第 1 項により提出された議案に関する事項
10. 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めて付議した事項

(総会定足数)

第 36 条 総会は、正会員の 10 分の 1 以上の出席により成立する。ただし、委任状により表決権を委任した者は、出席とみなす。

(総会議決)

第 37 条 総会の議事は、別に規定するもののほか議長を除く出席正会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

(常任理事会及び理事会構成)

第 38 条 常任理事会は、常任理事をもって、また理事会は常任理事及び理事をもって構成し、必要に応じ随時に会長が招集する。

(常任理事会及び理事会議長)

第 39 条 常任理事会及び理事会の議長は、会長をもってこれにあてる。

(2) 会長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず議長及び副議長を指名することができる。

(常任理事会及び理事会審議事項)

第 40 条 常任理事会は、本定款に定めるもののほか、本会の会務の運営に関する事項を議決し、執行する。

(2) 理事会は、本会の会務の運営に関して、常任理事会の求める場合あるいは理事 7 名以上の発議により、特に重要なものに関する事項を審議する。また、会員総会から権限を

付与された事項について、審議・議決することができる。

(常任理事会及び理事会定足数)

第41条 常任理事会及び理事会は、会長又は第22条に規定する会長の職務を代理する者及び常任理事及び理事現在数の過半数の役員が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、委任状により表決権を委任した者は、出席とみなす。

(常任理事会及び理事会議決)

第42条 常任理事会及び理事会の議事は、別に規定するもののほか、議長を除く出席常任理事及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

第7章 資産及び会計

(資産構成)

第43条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 会費
2. 事業に伴う収入
3. 寄付金品
4. 資産から生ずる収入
5. その他の収入

(資産種類)

第44条 本会の資産は、基本財産及び運用財産とする。

(2) 基本財産は、次に掲げるものとする。

1. 設立当初の財産目録に記載された財産
2. 設立後、基本財産として寄付された財産
3. 総会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

(3) 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の消費等)

第45条 基本財産は、消費し又は担保に供することができない。ただし、事業遂行のためやむをえない理由があるときは、総会の承認を経て、その一部に限り処分し又は担保に供することができる。

(経費)

第46条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(寄付受領)

第47条 寄付金品は、理事会の承認を経て、これを受領する。

(剰余金処分)

第48条 本会の毎会計年度の剰余金は、翌会計年度に繰り越し又は総会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れるものとする。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款変更)

第 50 条 本定款の変更は、理事会及び総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の同意を経なければならない。

(解 散)

第 51 条 本会の解散は、理事会及び総会において出席正会員の 4 分の 3 以上の同意を経なければならない。

(残余財産処分)

第 52 条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、理事会及び総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の同意を経て、本会の目的と同種又は類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第 9 章 補 足

第 53 条 この定款を施行するために必要な規則は、常任理事会の承認を経て別に定める。

付 則

1. この定款は平成 29 年 7 月 30 日総会の議決後直ちに施行する。